

『クライオ肺生検実施後に急性増悪を発症した間質性肺疾患症例に関する多施設共同後方視的研究』研究に関係する患者様、ご家族の皆様方へ

当院では、『クライオ肺生検実施後に急性増悪を発症した間質性肺疾患症例に関する多施設共同後方視的研究』という研究を行っております。

間質性肺疾患 (Interstitial Lung Disease: ILD)は、多様な病因により構成された疾患群であり、診断や治療には極めて高い専門性が要求されます。その中でも急性増悪 (Acute Exacerbation: AE)は、早期の正確な診断が予後に寄与すると考えられております。近年ではILD診療において、クライオ肺生検 (Transbronchial Lung Cryobiopsy: TBLC)の有用性が報告されております。本研究では、クライオ肺生検実施後に急性増悪を発症した間質性肺疾患症例の臨床画像病理所見を検討し、その検査実施時の各種検査所見からその後の臨床経過を予測しうるか検討することを目的とします。

<調査の対象となる患者さま>

当院にてTBLCを施行後、急性増悪を発症したILD患者さま。

<調査方法>

患者さまのカルテ等の記録をもとに、合併症などの背景因子、臨床経過、検査や画像所見等を調査します。本調査では患者様に新たなご負担をおかけすることはありません。

<患者さまのプライバシーに関して>

プライバシー・個人情報厳重に守られます。お名前、生年月日など患者さまを特定できる情報が外に出ることは決してありません。研究への診療情報の使用中止を希望される際は下記までお申し出ください。ただし、結果の解析、公開をすでに行なっている場合、使用中止はできません。

ご不明な点がございましたら、以下に示す本調査の研究代表者までお問い合わせ下さい。

〒591-8555 大阪府堺市北区長曾根町1180

国立病院機構近畿中央呼吸器センター 臨床研究センター

新井 徹

TEL: 072-252-3021, FAX: 072-252-3688

令和4年4月1日より改正施行され、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（令和4年6月6日一部改訂、令和5年4月17日一部改訂、令和6年4月1日一部改訂）が発表されている。本研究は、これらとともに、ヘルシンキ宣言を遵守して実施されます。

(当院ホームページに掲載)